

○城里町災害時協力事業所登録制度実施要綱

平成18年2月23日

告示第10号

(目的)

第1条 この告示は、災害発生時における防災活動への協力を申し出た事業所を「災害時協力事業所」として登録し、必要に応じて公表する制度を設けることにより、地域の災害対応力の強化を図るとともに、町民の防災意識の高揚を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 災害時協力事業所

城里町内に在する団体、事業所等のうち災害時協力事業所として申請し登録された事業所をいう。

(2) 災害

地震や風水害、火災等で特に大きな被害が発生し、住民の生命や生活に影響を与える状態をいう。

(3) 防災

災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。

(協力の内容)

第3条 災害時の防災活動等の協力の内容は、次の各号に定めるところによる。

(1) 人的支援の提供

(2) 施設・場所の提供

(3) 防災活動に活用できる資機材の提供

(4) 住民への食品・医療品・日用品類の提供

(5) その他実情に応じた防災活動等への協力

(登録の要件)

第4条 災害時協力事業所として登録できる事業所の要件は、次の各号に定めるところによる。

(1) 城里町内に在する団体、事業所等であること。

(2) 前条に掲げる防災活動等への協力が可能であること。

(登録の方法)

第5条 登録の申出は、災害時協力事業所 登録・変更届(様式第1号)による。

2 町長は、前項の申出について、申請内容を確認し、適当と認めるときは、城里町災害時協力事業所登録簿(様式第2号)に登録する。

3 町長は、申請内容を登録したときは、申出者に対し城里町災害時協力事業所登録通知書(様式第3号)により通知する。

4 災害時協力事業所の登録を受けたものは、登録した内容に変更が生じたときは、災害時協力事業所 登録・変更届(様式第1号)を提出するものとする。

(協力事業所の位置・名称等の公表)

第6条 町長は、第5条の規定に基づく登録を行った事業所のうち、ホームページへの掲載を希望するものについては、その位置、及び名称を城里町ホームページへ掲載するものとする。

(登録の取消し)

第7条 町長は、次に掲げる場合には登録を取消すものとする。

(1) 登録の取り消しを希望する登録者から城里町災害時協力事業所登録辞退届(様式第4号)の提出があった場合

(2) その他登録しておくことが不相当と認められる場合

(3) 町長は、登録の取消しにあたり、災害時協力事業所登録取消通知(様式第5号)により通知する。

(登録事業所等への助言等)

第8条 町長は、災害時において円滑な対応が行えるよう平常時から登録者への情報提供、助言等に努めるものとする。

(自主防災組織等との連携)

第9条 災害時協力事業所は、地域における防災力の強化に貢献するために、日頃から地域の自主防災組織、婦人防火クラブ等との連携に配慮するものとする。

(補足)

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。